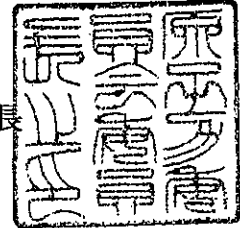




府政科技第347号
平成30年4月17日

原子力規制委員会 殿

原子力委員会委員長



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター
新型転換炉原型炉施設の原子炉設置変更許可について（答申）

平成30年3月20日付け原規規発第1803201号をもって意見照会のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおりである。

(別紙)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター新型転換炉原型炉施設の原子炉設置変更許可申請書に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、

- ・既に廃止措置中であり、運転停止に関する恒久的な措置がとられており、原子炉は運転されないこと
- ・使用済燃料については、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行うこと

等の諸点については、その妥当性が確認されていること、加えて我が国では当該発電用原子炉も対象に含めた保障措置活動を通じて、国内のすべての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論を国際原子力機関（IAEA）から得ていること、また、本件に関して得られた全ての情報を総合的に検討した結果から、当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。

なお、政策上の平和利用の観点からは、回収されるプルトニウムの利用方針や量について明確になっていることが望ましいが、現時点では、再処理の詳細が決まっていないことから、当該申請書に記載されていない。このため、当委員会は日本原子力研究開発機構に対し、使用済燃料の再処理委託が決定後、回収されるプルトニウムの利用方針に関して、速やかに、原子力委員会に報告することを求めることとします。